

令和7年第4回川西町 議会定例会会議録

令和7年12月12日 金曜日 午前10時15分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て 課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課 課長補佐 (財政担当) 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳
主 任 高 橋 知 希

事務局長補佐 竹 田 紀 子

議 事 日 程 (第 3 号)

令和7年12月12日 金曜日 午前10時15分開議

日程第 1 議第63号 川西まちなかテラス条例の設定についてから議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第74号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第75号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第70号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第5号)

日程第 5 議第71号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第 6 議第72号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第 7 議第73号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第 8 発議第18号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

日程第 9 発議第19号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第10 請願の審査報告

請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第11 発議第20号 閉会中の継続審査について

日程第12 発議第21号 閉会中の所管事務審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回川西町議会定例会第11日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第63号 川西まちなかテラス条例の設定についてから議第62号

令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第63号 川西まちなかテラス条例の設定についてから議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該12議案については、本定例会第1日目の12月2日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

(総務文教常任委員会委員長 寒河江寿樹君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 3番寒河江です。

私のほうから、総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

令和7年12月2日、第4回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第63号 川西まちなかテラス条例の設定について。

川西まちなかテラスを公の施設として設置するため、本条例を制定する旨の説明を受けた。附則による関係条例の廃止について、今後はより分かりやすい提案方法に留意すること及び利用者の利便性向上を図るため、使用料納付の電子決済等について検討するよう意見を付した。

(2) 議第64号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第65号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員に対する報酬の支給方法を改めるため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

(4) 議第66号 第6次川西町総合計画の策定について。

川西町の総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に策定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、一部意見を付し、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

高橋輝行議員に申し上げます。

先ほど予算特別委員会でもご指摘したように、川西町議会運用例第5章第9項の規定により、自己の所属する委員会の委員長報告に対する質疑は認めておりませんので、発言をお控えください。

ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第63号 川西まちなかテラス条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第64号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第65号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第66号 第6次川西町総合計画の策定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めま

す。

産業厚生常任委員会委員長吉村 徹君。

吉村委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 6番吉村です。

私から、産業厚生常任委員会付託議案審査報告を行います。

令和7年12月2日、第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思えます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第69号 川西町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

郵便局に電子証明書更新等業務を委託し、本庁窓口の混雑緩和及び町民サービスの向上を図るため、町内郵便局6局を特定の事務を取り扱う郵便局として指定する旨の説明を受けた。

以上、本議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 議長に注意されるまでもなく、所管であるということは百も二百も承知なんですけど、今、議会活性化で特別委員会やっています。言いたいことを何でも言っていいということじゃないけれども、分かりやすく、説明が必要な場合は、やっぱり付け加えて本会議で、今のやり方ですと、付託という言葉の中で、若干枕を申し上げますけれども、付託ですから、その中で全部消えちゃうんですよ。町民に内容を知らしめるには、委員長の内容、主査の報告の内容ありますよ、議長ね。

しかし、本会議でテレビが入って、そういうところでないと伝わらない。これはやっぱり今回、特別委員会、活性化やっているので、遠藤明子さんを委員長に。そういうものも研究する必要があるんでないか、でしょう。

考えてみなさいよ。付託ですから、全部消えちゃうんですよ。これは私は、改善の余地が

あると思います。これはみんなで申合せですから。これ奇妙なんですよ。

古くなりますけれども、佐藤幸雄さんという11期した町会議員がおりました……

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。議題と関係ないような発言がありますので、質問をお願いいたします。

○10番 町長の町政報告に半日も質問があったんですよ。これではならんということで、申合せですから、一般質問に比重を置いてくれという申合せをしました。でありますから、地方自治法でなくて、申合せですから、みんなで分かりやすい開かれた議会にしていく、こういうものも、私の主観で申し上げるのではなくて、一つの話題として提供申し上げたところですよ。

さて、6つの郵便局、大変ご苦労かけるわけですが、後で聞けば分かるんでしょうけれども、6つの郵便局名、ちょっとご披露ください。

○議長 吉村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 各地区ですから、小松、中郡、犬川、大塚、玉庭、吉島です。

○議長 高橋輝行君。

○10番 内容は別ですけども、総務で、山銀さんがそういった関係で、手間にならないということでしょう、撤退ということがございました。ここで逆に、郵便局はありがたいですよ、仕事をしていただくというわけですから。

これ、手間になるんでしょうかね。そういう言い方、郵便局に聞かないとあれだけれども、分からないわけですが、これはどういった、相手方のほうは、郵便局さんはこの業務を受けるために、新たなシステムなどが必要になってくるのかな。それは、そんなことまでご審査されたかどうかですが。大変ありがたいわけなんで、この際ちょっと私、不勉強だったものですよ、ご披露いただきたい。

○議長 吉村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 業務については、マイナンバーカードの更新などの業務に当たるといことであります。あとは、町のほうの所掌事務もできるようになるのかなと。

ただ、後段のほうのシステム導入に関してなんかの話は、ちょっと私たち、聞きませんでした、申し訳ございませんが。

○議長 高橋輝行君。

○10番 不勉強で申し訳ない、コンビニ関係もこの種の業務をあずかるというか、そういう例もあったのかな、全国的に。あったよな。ちょっと情報整理しておりませんけれども。

そういったものは、本町の場合はどういうふうになっているのかな。この際、関連してお尋ね申し上げ、情報があればご紹介いただきたい。また、そういうことがあったとすれば、そういうようなことについて話なども、それをちょっとお願いします。

○議長 吉村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 コンビニの事務は、住民票は出るということになっているのかな、本町でも。

すみません、そういうことで、今回はマイナンバーカードがちょうど5年の切れ目の更新の時期になってくるという状況で、今回こういう体制を取ったということだけの説明でありますので、それ以外についてはちょっと聞きませんでした。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第69号 川西町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長鈴木孝之君。

鈴木委員長。

(予算特別委員会委員長 鈴木孝之君 登壇)

○予算特別委員会委員長 2番鈴木です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月2日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第67号 指

定管理者の指定について、議第68号 指定管理者の指定について、議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第4号）、議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）、議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、以上7議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された7議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第4号）、議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）、議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、以上4議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第67号 指定管理者の指定について、議第68号 指定管理者の指定について、議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、以上3議案につきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提出いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております指定管理者の指定2議案及び令和7年度各会計補正予算5議案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第67号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第68号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第74号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第2、議第74号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第74号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、本町特別職の職員の期末手当について改正するため、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 私より、議第74号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要で説明をさせていただきます。

まず1つ目、改正の趣旨でございます。国家公務員の給与改定に準じて、本町特別職の職員に係る期末手当について改正するものであります。

2、改正の内容、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改正する。

令和7年度の支給割合、改正前、改正後で、12月分を0.05増とするものでございます。令和8年度以降の支給割合については、6月、12月を0.025の減ということで、計0.05の増になるんですが、支給割合の均等化を図ります。

3、施行期日等、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和8年度以降の期末手当の支給割合に係る改正は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 これは、過日申し上げましたけれども、人勸はご案内のとおり、国からの指導のものと県からというふうに2種類あると。隣の飯豊町さんは県、そして、本町の場合はずっと国というふうに、大きく分ければね。

過日、特別職で町長以下三役と議員の分と、一緒でのセットでの提案でなくてと申し上げたところ、副町長は今の条例では一緒なんだと、いわゆる条例の縛りで提案があるんだと申されました。全くそのとおりだと思います。

しかし、原田町政を見たときに、町長の責任の部分で、アップあるいは自粛あるいは減額というようなこともございました。今、人勸のことですけれどもね。議員の場合も、例えば人勸ではそうあっても、田舎の町が、果たして人勸だからということで、大した金額でないにせよ、アップはどうかという例えば判断が、例えばあるとすれば、これは提案が一緒ではまずいわけですよ。

でありますから、副町長は条例があつてという説明だったので、今後、答弁は要りません

よ、答弁は要りませんが、お互いに研究していく必要があるんでないかと。すっきりですよ、特別職という一つ、いっばからげた提案でなくて、議員の分、そして、町長以下三役の分というふうに提案をしていただいたほうがいいんでないかと、今申し上げたような内容でね。

これは答弁要りませんが、お互いに研究していきましょうということだけ申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第75号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第3、議第75号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第75号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、本町職員の給与を改正するため、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 私から、議第75号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料にて説明をさせていただきます。

まず1つ目、改正の趣旨でございますが、国家公務員の給与改定に準じて、本町一般職の職員及び再任用職員に係る給料月額、期末手当、勤勉手当及び通勤手当について改正するものでございます。

改正の内容、1つ目が給料表の改正でございます。初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、その他の職員も前年を大幅に上回る引上げを行います。初任給については、大卒月額1万2,000円、高卒月額1万2,300円の引上げとなります。

2つ目、期末手当及び勤勉手当の改正でございます。期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改正する。

まず1つ目、一般職の職員でございます。令和7年度の支給割合、12月分について、期末0.025、勤勉0.025、計0.05の増となります。令和8年度の支給割合については、増となった0.05を6月、12月、それぞれ期末・勤勉で半分ずつに均等化するという内容でございます。

次に、再任用職員でございますが、再任用職員についても、増額分は一般職と同じでございます。

3の通勤手当の改正、支給額の上限を3万5,000円から6万6,400円に引き上げるものでございます。

3の施行期日等については、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和8年度以降の期末手当、勤勉手当及び通勤手当の改正については、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 これも人勧の提案ですけれども、過日申し上げた数字を復習しますけれども、人件費総額、一般職は14億6,000万、会計年度任用職員2億8,000万、合わせて17億4,000万という人件費ですよ。これがベースになって人勧と、こうなるわけなんですけれども、さらに各地区公民館、指定管理ということでもありますけれども、この人件費が6,700万、あるいは

フレンドリープラザ2,300万、合わせれば18億3,000万という人件費の総がかりですよ、ベースになる、人勧でしょう。

そこで、人勧の提案でありますから、あんまり脱線しちゃうと指摘を受けるわけですけども、ここで川西の職員給与は、組合が強いもんだから高いんだというような言葉が、かなり定着したというか、私もそんな思い込みもある1人だったかもしれん。これ、何でかという、原田町長が社会党の町会議員上がりという、革新という、こっから来るんですよ。しかし、実際そうだろうか。実際そうだとすると、茂木町長は今の給与をベースにして提案されているわけでしょう。

でありますから、一生懸命働いている職員に対する評価は高いか安い、ちょっと私も資料ありませんけれども、とにかく一生懸命やっている分の、これは当然の代価というか、払わねえ定番の額だという理解でしょう。

今度、残業の問題ですけども、心配するのは、残業手当というものを、人勧とちょっと離れるかも分かりませんが、人件費ということですよ、議長。残業手当については1億を超える時代もあったんですよ。先ほど名前挙げました橋本三夫さんとか佐藤幸雄さんの時代に。私も議案書、ちょっとよく見るすべも分からないような、今は10期目になりますけれども、あったんですよ。そうしたら、最後のほうに、説明はないけれども、一つあるんですよ。タブレットですから、今も資料として頂いているはずですよ。1億超えたんで、何だということになりまして、だんだん、いわゆる割当て的な、今は6,000万、7,000万になっているのかな、ちょっと数字、私、持っておりませんが。

これ町長、残業というのは当然、町民の相談を受けたり、あるいは、先ほど来ありました水道の漏水関係で突然行くこともあるでしょう。例えば管理職の地域整備課長の中山さんが行った場合は、これは残業手当ないのか、いわゆる管理職手当もらっているから。

いずれにしても、そういう部分、割当てで、今そうになっていないと思うんで、なっているのかどうか分かりませんが、ちょっとこの際聞いておきたい。やっぱりかかったものは、対価というか、稼いだ分は払ってやると。払ってやるというより払うということ、もう一回茂木町政になって、原田さんのときの革新だから高いというような、労組が強いという、そういう実際あったかどうかは検証、私、しませんけれども、やっぱり働いて稼いでもらった分は、例えば相談1時間で終わせと、これは町民が困るわけで、場合によってはあしたも来いと、3日かかるときもあるかもしれない、あるいは家に来てくれというようなことがあるかもしれない。

やっぱりこれは、かかる経費は支払いながら、人勧の内容をやっていくと同時に、この際問題提起というか、ちょっと申し上げたいんですが、あんまり詳しくは数字的なことは要りませんけれども、気持ちだけ、茂木町長からちょっと町民に、力強い言葉を聞いておきますか。簡単にいいですよ。

○議長 茂木町長。

○町長 議員から職員に対する温かい思い、本当にありがとうございます。

現在、管理職の残業につきまして、必要に応じてお支払いをさせてもらっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○10番 原田町長と違って、茂木町長は非常に簡明なんでいいですけども、場合によっては少し長く話してもらったほうがいい場合もあるんで、今日はいいでしょう。

管理職について、私、ちょっと認識不足で申し訳なかったけれども、当然ですよ、これ、当然ですよ。ですから、ぜひ人勧、茂木町政になって、今までのことはガラガラポンにして、新しい体制で、いつまでも俺は、比較して分かるようにと思って、前町長の功と罪という言葉があれば、何も罪の部分だけをつるし上げしているわけじゃないんですけども、分かりやすく、原田町政という強い批判的な立場から申し上げているわけですけども、そういったものもそろそろ卒業しなければならないわけで、私自身ね。

茂木町政になって、なるほど、ところで、誰からかな、総務課長から、いつからですか、管理職に支払うという残業手当。これは当然だと思うんですけども、今回、この際ちょっと、後から聞きに行ってもいいんですけども、せっかく話が出たんで、お話あれば、総務課長からですか。

いずれにしてもかかったものは、割当てということじゃなくて、ぜひ、この前も紹介申し上げましたけれども、新年度予算は、同じ財政課長なのに、今まで積み上げ方式でやってきて、同じ財政課長ですよ。そして、今回は枠配分と、なお分かんないよね。でしょう。同じ人がやっているんですよ。積み上げ方式で、今度は枠配分と。

でありますから、残業手当も、そういつてはならんと、人件費はかかればかかった分と、こういうふうにお支払いをする、そういうことだということで、既に、私はちょっと認識不足だったんですが、管理職についてもお支払いしているよと、心配するなということでもありますから、一つの心配なくなったわけですが、いつから実施されているんですか。この際ちょっとお尋ね申し上げたい。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 まず、時間外勤務手当ということでございますが、管理職に対しては、時間外勤務手当という名称ではなくて、管理職員特別勤務手当というものがございます。この制度を利用して、昨年4月から支給をしております。

以上です。

○議長 この質問で3回目です。今はまだ2回です。

高橋輝行君。

○10番 今の話だと、今度、茂木町政になっては、私はそういう見方ですよ、政治家の端くれですからね、政治家の端くれだから。国会議員ばりの政治家でないわけで、町議員も政治家の端くれですよ、報酬頂いているわけですから。

そういうことで、分かりやすく聞くわけですが、今年4月から、去年の。

(昨年です)

○10番 そうすると、いわゆる茂木さんが町長になられて、茂木町政の中で、原田町政ではそういうことしていなかったけれども、茂木町政の中で、何制度を利用したか別としても、管理職についても当然支払っていくということで、当然だと思うんですけども、そういうことを実施しているんだと、こういうことですね。

ごちゃごちゃ長く言っちゃうから分からなくなるんだよ。こういう制度なんだけれども、簡単に言えば、町長、そうでしょう。総務課長いいよ、簡単に言えば、今までは払っていなかったと、原田町政では。しかし、茂木町政の中では、副町長も含め、茂木町長と、やっぱり払うべきだと、当然だと私は思うんですが、原田さんのときは払ってなかったけれども、茂木町政になってはちゃんと払っている、払うようにしたと、こういうことなんでしょう。これは副町長からか。

以上であります。

○議長 島貫副町長。

○副町長 給与条例上の規定にのっとり、きちんと支払いをしております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第70号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第5号)

○議長 日程第4、議第70号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第5号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第70号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第5号)を提案申し上げます。

令和7年度川西町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,617万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億5,565万7,000円とするものであります。

以下、内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 私から、議第70号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

令和7年度川西町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、こちらの資料でご説明を申し上げます。

まず、1番の歳出であります。性質別に区分をし、金額及び主な内容をご説明申し上げ

ます。

ナンバー 1、人件費、補正額4,542万1,000円の増額、内容であります、一般職員並びに会計年度任用職員の給料、報酬、各種手当、共済費等、人件費に係るものの増額でございます。

ナンバー 2、繰出金75万円の増額、介護保険事業特別会計繰出金、こちらも給与改定に伴うものの増額でございます。

歳出合計4,617万1,000円の増額。

続いて、2、歳入であります、ナンバー 1、県支出金7,000円の増額、こちらは基幹統計調査委託金の増でございます。

ナンバー 2、繰入金2,405万5,000円の増額、このうち、財源調整のため、財政調整基金からの繰入金2,387万7,000円の増額、合わせて、ふるさとづくり基金繰入金17万8,000円の増額。

ナンバー 3、諸収入2,210万9,000円の増額、このうち、置賜広域病院企業団派遣職員給与費負担金として62万4,000円の増額、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託料として17万円の増額、置賜広域病院企業団前年度構成団体負担金精算金として2,131万5,000円の増額。

歳入合計4,617万1,000円の増額でございます。

なお、この補正後の財政調整基金の残高は7億5,275万2,000円となり、令和7年度の標準財政規模に占める割合は10.8%となります。

説明は以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 この補正について、私、反対はいたしませんけれども、町長、ここで言うと、町長をこけにしちゃうわけでないけれども、片思いと言っているわけですから。

財政調整基金、財調の考え方ですけれども、財調に積むものと、それから繰上償還とありますよね。9月の定例議会に、私と橋本議員、分かりやすく言うんですけれども、質問しましたが、橋本議員は、もっと繰上償還の額を増やしたらどうかという、これも一つの考え方ですわな。しかし、精いっぱい繰上償還、率の高いものを県の指導を得ながらやってきた、償還、繰上償還。いわゆる実質公債費比率、18%超える云々というのは、何回も町長はレクチャー受けていると思うんですけれども、そのとき私は、繰上償還、これ大事ですよ、しな

いとアウトですから。

だけれども、そのときに町長、何とおっしゃたかという、橋本議員言うのは分かるけれども輝行言うのも分かるという2通りのことを言ったんですよ。これはいけませんよ。つまり、大変よく聞こえるけれども、茂木町政として、今、繰上償還はこういうことでやってくんだと、財調の場合は10%、原田町政の場合は5%という数字自体、坂野さんもセットですけれども、口にしなかった。辞め際に5%、やっと文言に書いたと。辞め際ですよ。

しかし茂木さんは、言葉には出さないけれども、ちゃんと10%クリア、つまり、総務省の指導ではないけれども、目安をちゃんとクリアしているんですよ。つまり財調、繰上償還必要ですよ、これ、金借りられる、動かなくなるわけだから。

だけれども、私、元に戻しますけれども、橋本議員の言うのも分かる、日本共産党ですよ。輝行言うのも分かったと、こういう2通りのことでなくて、そういう計数的なことあれば、担当者に振ったほうがいいと思うんです。基本は、こうやるんだということですよ。

今回は、9月の言うなれば反省に立ってということでないけれども、もっと率の高い償還の分があったということで受けたやに、今、私もレクチャー受けているんですけども、それはそれでいいと思うんです。

ですから、町長、政治家ですから、私も何回も言うとおりの政治家の端くれですから、ちょっと言葉分かりやすく言うんですけども、日本共産党の党籍ある議員の質問と、曲がりなりにも自民党の党員ですよ。そういう中で言ったときに、そっち言うのも当たる、こっちも言うのも当たるという、そういう答弁では、何だ、2年間町長おやりになったのに、まだ定まっていないかと、片思いの気持ちの中で心配するわけですよ。

そういう場合は町長、そこさ何か巻き込まれないで、交通事故の巻き込まれないため、事故もありますよね、巻き込まれた事故なんていうのは。そこさ入っていかないで、話術に負けないで、ちゃんとやっているんだと、あとは担当と、これでいいんですよ。

ぜひひとつ、悪態言っているんでない、町長室で言ってもいいんですが、あんまりちよろちよろって町長室に行くと、輝行が行っただの何語ったのというふうに、すぐ言う方がいっぱいいるもんだから、なるべくというより、ほとんど行かないんですよ。正式に私は、ちゃんとした感想を申し上げ、茂木町政というものをやっぱり盤石にしていくことによって、第6次ですか、そしてまちづくり、夢ある、すばらしい町になると思いますよ。それをやるのがやっぱり茂木さん、そして我々も、協力というより一緒にやろうと、こういうさなかですよ。

何か腰の定まらないような、一番財政の基本となる、繰り返しになりますけれども、財調と償還。いつか、繰上償還するなり、償還はいいんですけれども、基金もこういうふうのためにあるんだと、先進地の視察に行きましたよ。モノレールだけ、どこだかちょっと忘れたけれども、それ造るために、行けばトヨタだ日産だといっぱいあったんですけれども、そのために積み立てたんだと、その金でやっているんだと。

ひとつそういう、町長ね、前任者の後始末で、原田さんは、何回も言うけれども、140億の中で、いっぺん勝負でなくどんどん増えて、一般会計を100から140億にしていってわけですよ。借金も合わせて40億増やして行って、食い逃げですよ。それを今茂木さんが、分かりやすく言っているんですけれども、バトンタッチしていると。

これは茂木さんが言えない分を、私もよく応援している議員、町民は言うべきだと思って、私はあえてその批判を町長の前で言っているんですけれども、ぜひそれにつけても、はっきり、そっち言うのも当たっているけれども、こっちにも当たっているということは、ひとつ年明けましたら、ご研究いただいて、通用しないと思うので、答弁も含めて、町長としてリーダーシップを発揮していただきたいということを申し上げておきましょう。

せっかく言ったのに、別なこと言われるとちょっと格好悪いから、話だけで終わります。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第71号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 日程第5、議第71号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西

町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第71号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を提案申し上げます。

令和7年度の川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,190万7,000円とするものであります。

以下、内容については、梶山福祉介護課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 議第71号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

令和7年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、別紙資料により説明申し上げます。

議第71号資料、概要書でございます。

1、歳出、1款総務費16万6,000円の増額、3款地域支援事業費146万6,000円の増額、どちらも給与改定に伴う人件費の増額分でございます。歳出合計しまして、163万2,000円の増額です。

2、歳入、内容としましては、歳出額の変更に伴いまして、国・県等の決められた負担額に応じて、それぞれ増額とするものでございます。

1 款介護保険料25万1,000円の増額。

3 款国庫支出金42万円の増額。

4 款県支出金21万1,000円の増額。

7 款繰入金75万円の増額。

合計しまして、歳入合計163万2,000円の増額とするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 これは賛成というより、賛成ですよ。議長から注意されるのを百も承知で、ちょっと申し上げますけれども、注意されるのを百も承知で。

山新さんですよ、今来たんで、私、さっき待っているんですけども、米券ですよ。とんでもないですよ。

○議長 高橋輝行君に申し上げます。議題と関係のない発言がありますので、注意します。

○10番 川西の町長を殺しちゃうんですか。間違った内容の報道はちゃんと訂正していただかないと、政治生命に関わりますよ。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第72号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長 日程第6、議第72号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、

本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第72号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

第1条、令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 私から、議第72号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出。

第1款水道事業費、第1項営業費用145万円を追加し、計4億3,798万3,000円とするものでございます。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,994万6,000円は消費税資本的収支調整額1,071万4,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億1,923万2,000円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,021万2,000円は消費税資本的収支調整額1,071万4,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億1,949万8,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費26万6,000円を追加し、計2億7,367万3,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費160万7,000円を追加し、計4,048万5,000円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

概要書を基に説明させていただきたいと思います。

収益的支出。

第1款水道事業費、第1項営業費用、2目配水及び給水費111万2,000円の補正、4目総係費33万8,000円の補正、どちらも給与改定に伴う人件費の補正でございます。

資本的支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目配水設備改良費26万6,000円、これにつきましても、給与改定に伴う人件費の補正となっているところでございます。

説明は以上です。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 何でもかんでも私、町長、手を挙げて、分かったふりして言う気はないんですよ。

そういうところで、一つだけちょっと申し上げておきたい。

ぼーんと急に、例えば水道料金上がる、国保税上がる、上げてくれというようなことにならないように、やっぱり、漏水なら漏水の部分だけだかもしれないけれども、この際問題が出れば、想定された内容などを、ちくちくっと情報を出しながら備える。そして、受けるほうもそういう準備をしておく、こういうような、ひとつ体制にしていただければ、なおいいんでないかということだけ、細かには申し上げませんが、そのように思います。

議員から水道委員なり、国保の委員も出ておりますけれども、その方々が行きっ放しなんですよ。最近、私、大したもんだなと思ったのは、国保の会長に鈴木孝之議員がなられまして、突然郵便が入ってきたんですよ。何だっけ見たら、国保の関係で運協の内容、資料を見てくれと。今までそんな議員いなかったですよ。鈴木孝之議員が国保の運協でしょう、会長。税率の関係もあるでしょう、アップも。しかし、大したもんですよ、1期目ですが。

やっぱりそういういいところ見習いながら、ちゃんちゃんなんていうのもいるけれども、セクハラ、パワハラなんて騒ぐのいるけれども、それだけでなく、それはそれでいいんだけれども、やっぱりそういう情報を小出しにというか、何でもかんでもさらけ出しということではなくて、町長は町長の中でご努力されて、スケジュールを考えて、副町長と共にされていると思います。

その部分だけ茂木町長から、俺ばかりへらから言わないで、テレビが入っていますから、その分、茂木町長の決意と元気なところ、そういう中でひとつ、今は水道関係ですが、ちょ

っとお話しただけだと。命に関わる内容ですからね。

30%、水、ぶなげているわけでしょう。金額でいうと4,000万ぐらいかな、前、課長からレクチャーを受けましたけれども、置広水から買って、30%ぶなげていると。何とか改善しなければならないわけで、その問題はいいんですけれども、茂木町長、ぜひひとつ情報の出し方と、いわゆる説明の仕方、今、何も悪いということを行っているんでないんですけれども、さらにご研究いただきたいと、こういうことに対するご決意だけお伺いいたします。

○議長 茂木町長。

○町長 町と議会は両輪であると考えておりますし、今後も様々、議会の皆さんと情報共有に努めながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○10番 でありますから、例えばですよ、例えばですけれども、原田さんと申し上げますけれども、町村会の会長に彼、なりましたよね。そういう報告、公にしんなね義務はないけれども、私は、いずれ茂木町長も、当選回数を重ねれば、町村会の会長の順番になりますよ。これは私は喜ばしいことだと思うんですが、原田さんはそれを隠したわけではないけれども、報告なんかなかったよね。だけれども、会長になれば、職員を派遣したりという……

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。議題とずれておりますので、議題に関する質問をしてください。

○10番 何を申したい、情報ということですよ。情報という、鈴木議長言うな分かるけれども。情報の出し方というものをやっぱりしながら、場合によっては情報収集で勉強するために、私的な視察もあるかもしれない。やっぱりちゃんと堂々と公費を使いながらやっていく、情報を出すという、そういう意味で、いわゆる要望だけしておきたいと思います。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第73号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 日程第7、議第73号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第73号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

第1条、令和7年度川西町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 私から、議第73号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度川西町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出。

第1款下水道事業費、第1項営業費用69万5,000円を追加し、計3億2,913万2,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費65万円を追加し、計2,649万1,000円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

別紙概要書についてご説明申し上げます。

収益的支出。

1 款下水道事業費、1 項営業費用、5 目総係費69万5,000円の補正でございます。給与改定に伴う人件費の補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 ずっと議長、これ聞いていますけれども、この内容賛成ですよ。議運で、進め方ですけれども、議運で直接やるんだという、でありますから、質疑が3回だと。物の見方ですけれども、もっと掘り下げてという部分のできるような進め方ですよ。議運で直接一発勝負だと、ささっと説明受けて、そして何か質問あれば言えと。長く言っちゃえば、ちょっと簡明にと。そんなことやっているから、議員は何やっているんだと、勉強しないやつは手も挙げられないわけですよ。

しかし、もう少しみんなが意見を言えるような、勉強しない議員もしている議員も、深まるような、そういう一つの方法を、今特別委員会があるんで、研究してくださいよ。こういうところで、テレビの入っている中で言わないと分からないんですよ。

なかなか、これだけ見れば、今日のテレビ、朝からね。何だって輝行ばかりやかましいもんだなという、これですよ。ほかのやつ、何と言いますか。何だその後、だから時間かかったのよと、何言っているんですか。だから、議員の成り手もないんですよ。もう少し深まるような、やっぱりそういうやり方を、ひとつ議長、あなた研究してくださいよ。これだけ申し上げておきます。この内容は賛成です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時41分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎発議第18号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

○議長 日程第8、発議第18号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者吉村 徹君。

(6番 吉村 徹君 登壇)

○6番 6番、吉村です。

私から説明いたします。

発議第18号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月8日提出。

提出者、賛成者は以上のとおりであります。

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書(案)であります。

政府は医療・介護分野と他産業との賃金格差解消のため、令和6年の診療報酬・介護報酬改定において、賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」等を実施したにもかかわらず、医療・介護分野の賃金は依然として他産業よりも低く、残念ながら格差解消に至っていない。

本県も同様で山形県医労連加盟組合の令和7年春闘結果は民間病院7組合の平均賃上げ率3.21%・介護2組合平均は2.25%で、連合山形の同平均4.29%と比較してもその差は明らかである。結果として、新たな人材確保が困難な上、既存の職員を繋ぎとめることもできず、地域への医療・介護提供体制の維持すら支障を来すほど人手不足が進んでいるのが実態であ

る。

さらに物価高騰が収まらない中、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物品や光熱費などの値上げを価格転嫁できない状況が続いており、全国はもとより本県でも多くの病院や介護施設が軒並み深刻な経営難となり、倒産・閉鎖も危惧される。

令和8年は診療報酬の改定年度であるが、こうした状況を改善するためには最低でも10%以上の引き上げが必要であり、加えて事業存続の危機にまで至っている病院・介護施設への速やかな援助の拡充が必要不可欠である。

以上の趣旨より、下記の項目の実現を求め、意見書を提出する。

記。

1、医療機関や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げ及び人員配置増と、それによる医療・介護提供体制の維持が図られるよう、令和8年度の診療報酬改定と期中での介護報酬・障害サービス等報酬の改定も実施し、それぞれ10%以上の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣あて。

本町議長名であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項に規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 これは、委員会付託を省略しということですが、一発勝負で、議運委員長、全て何か、さっきも言いましたけれども、やられておりますけれども、大事な問題だと思います。でありますから、今委員長からあったから、一発ということの仕分け、よく考えて、議運のメンバーもやっていただきたいというふうに思います。

この内容ですけれども、議長ね、まず一つ、我々川西町議会は、よく頭にたたき込んでおかなければならないのは、意見書、一つは安全保障問題で、反対の意見書を出しているんですよ、川西町は。それから、2つ目は憲法問題で、9条をなくすかどうかは別としましても、どういうふうな憲法がいいかと、これ反対の意見書を出しているんですよ。3つ目は、消費税アップのときに、これも反対なんですよ。

つまり、国からいえば、我々今13人の問題でなくて、山形県の川西町議会というものは、国の安全保障、憲法問題、消費税アップ、ことごとく国策に反対をしているんですよ。これが、知らないでないんですよ。そのときに鈴木議長も含めて、賛成、反対の意見書を出した張本人なんですけれども、そうでない人もいますよ。しかし、山形県の川西町というのはそうだという、言うなれば、私の言葉でいうとブラックリストなんですよ。それをひとつ頭さ置きながら、議長、町長も、大変でしょうけれども、営業していただくということを肝に銘じなければならぬんです。

さて、この内容ですけれども、私の息子もある会社に福祉で行ってしまして、賛成ですよ。しかし、いわゆる付託一発でなく、やるべきだという理由を申し上げますけれども、しかし、面倒見てくれる会社がぶっ潰れたら元も子もないでしょう。何とか頼むということで、その施設に行ったときに、賃金アップ賛成ですよ、私の息子も、そのある会社の、小さいところなんですけれども、そのの所長をやっていますよ。夜となく昼となく、携帯電話2台持って、1台は自分のもの、もう一つは会社ということで、何やっているんだというぐらい、親方だからしょうがないんですよ。

賃金アップ、私も賛成ですよ、家も建てていますからね。しかし、ぶっ潰れたら困るわけでしょう。どうやっていくかという、そういう問題もやっぱりともに、アップしろということだけでなく、これはやっぱり議論をすべきものと思いますが、そういうような議論はされましたか。質問はいいんでしょう。

上げてくれと。だけれども、吉村さん、我が町は、ここで名前も言いますけれども、今言った3点セットに国策で反対しているんですよ。ですから、説得力はなかなかないんですよ。しかし、鈴木議長も東京においでになるでしょう。茂木町長もおいでになるわけですよ。そういう中で、ただ茂木町長、そういうことを肝に銘じながら、国は言いませんけれども、机の引き出しから見れば分かるわけですよ、査定のときに。

これはひとつ、そこで茂木町長は、第2世代交付金も含め、踏ん張っていただいているわけなんです、これはやっぱり明確に私自身も、そのときは公民権停止中だったんで、ここに議席はありませんけれども、責任になるんですよ、国策に反対したという。

しかし、この意見書に戻りましょう。これは賛成ですよ。ただ、会社ぶっ潰れたら何ともならないという。最近いろいろなニュースがありますけれども、ある大学の先生は、賃上げするなら物価も上げろという、何か分かるような分からないような、なるほどと思うんですね。物価が上がることは反対、賃上げは賛成、これだから民間の会社は成り立たないわけで

すよ。ですから、そういう奥深いところはやっぱり勉強しないと、私も分かりませんが、テレビのそういうニュース関係を見たものを、ちょちょっとメモ振り返りますと、賃上げするには物価も上げなければ、でしょう、物が高く売れなければ社員の給料も上がらないわけですよ。福祉関係は別だといえども、同じだと思うんです。

であります、そんなことなども、どの程度まで、この意見書を出すのは賛成ですが、分析されたのか、ちょっと、まずさわりをお尋ね申し上げます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 当常任委員会に付託されました賃上げを求める意見書ということでの審査でありまして、施設が倒産したらどうのこうのという話はしませんでした。

以上です。

○議長 高橋輝行君。

○10番 いや、したかしないかって、あなた、そういうことを言っているんじゃない、友達泣かすようなことになりますけれども、友達は友達、別ですよ、議場での話ですから。

したかしないかでなくて、そういうことまで掘り下げて、やっぱり理解をし、そしてやっぱり会社も成り立つように、しかも我々の生活も成り立つように、そういう受皿も頑張ってくれと、負担が若干増えてもね。

安く面倒見てくれ、会社は賃上げろ、矛盾だらけですよ。そんなことでは社会は成り立たないというのが、これこそ原田町長の言われた協働のまちづくりでしょう、共にということですからね。日本共産党は国民健康保険の制度そのものに反対していて、でありますから、あなたはその……

(反対していない)

○10番 制度そのものに反対しているんですよ。これ、橋本三夫さんが言ったんですよ。

○議長 静粛に。

(いい加減なことおっしゃるな)

○10番 やじをやめてください。議長、やじですよ、やじは止めてくださいよ。

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。議案に対する質疑でありますので、政党名を出しての質問はお控えください。

○10番 いや、本当のこと言っているわけですよ。

○議長 先ほど来、何回も注意をしております。

○10番 ベースになる、へらからていんななんていう党だから言うんですよ。

- 議長 先ほど来、何回も注意をしております。
- 10番 やじはどうぞ、結構です。
- 議長 高橋輝行君に申し上げます。先ほど来、注意を何回もしておりますが、本職の命に従わないで発言をしておりますので、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで発言を禁止いたします。
- 10番 ああ、そうですか。大変ありがたい内容ですが……
- 議長 発言を禁止いたします。
- 10番 議長ね、今の手を挙げた分だけお願いしますよ。
- 議長 これ以上申し上げませんが、先ほど来再三にわたり注意しましたが、なお議長の命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで議場から外への退去を求めます。
- 10番 議長、ありがとうございますという言葉でないけれども……
- 議長 退去してください。退席してください。
- 10番 今申し上げたとおりであります。
- 議長 退席をしてください。
- 10番 そのように言われればしようがないわな、議長権限ですから。
- 議長 退席をしてください。退席をお願いします。
- 10番 以上申し上げたとおりであります。

(10番 高橋輝行君 退席)

- 議長 ほかに。

(なし)

- 議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

- 議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第19号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

- 議長 日程第9、発議第19号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたしま

す。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 9番です。

今までかつてない退席ということで、非常に残念な結果だなというふうに、私、思っておるんですけども、発議第19号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年12月10日提出でございます。

提出者及び賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

提出理由でございます。

これまで数度の問責決議・辞職勧告を全回一致で可決してきた。しかし、その責任はいまだに果たされていない。

川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた高橋輝行議員の責任は重大であり、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において町議会議員を辞職することを強く求めるものである。

案文でございます。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議（案）でございます。

高橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、度重なる問責決議及び辞職勧告を決議したにもかかわらず、いまだ説明責任が果たされていない。一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠くものであり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。さらに、議会審議の過程においては、議会の品位と規律を損なう行為が繰り返された。

議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重大である。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において高橋輝行議員の議員辞職を改めて勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年12月12日。

川西町議会。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項に規定により委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第10、請願の審査報告を行います。

請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願。

本請願は、本定例会において、町民への注意喚起については総務文教常任委員会、猟友会への支援拡充については産業厚生常任委員会に審査を分割して付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

(総務文教常任委員会委員長 寒河江寿樹君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 3番寒河江です。

それでは、私から、令和7年第4回川西町議会定例会本会議において総務文教常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る12月5日に議場において、委員4名の出席と総務課長補佐ほ

か関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、全国的に熊の出没が多発し、過去最高の目撃件数及び事故発生件数を記録しており、本町においても住民へ危害を加えかねない状況にあるため、町民の安心・安全の確保に向けた迅速な情報提供を求める趣旨のものであります。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願中、熊の出没が確認された時点で速やかに町民に注意喚起の周知を徹底することについて、願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願中、熊の出没が確認された時点で速やかに町民に注意喚起の周知を徹底すること、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長吉村 徹君。

吉村委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 6番吉村です。

私から、請願第3号の審査報告をいたします。

令和7年第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る12月8日に議場において、委員6名の出席と農林課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、全国的に熊の出没が多発し、過去最多の目撃件数及び事故発生件数を記録して

おり、本町においても住民へ危害を加えかねない状況にあるため、猟友会への支援拡充による捕獲事業の強化を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、会員の高齢化により猟友会の存続についても大変な状況であり、また、駆除に必要な道具も高額であることや、免許取得に係る費用の助成も行っているものの、活動するには十分な資金状況となっていないことを踏まえて、早急に支援の拡充が必要であることから、採択すべきとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願中、猟友会への支援を拡充することについて、願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願中、猟友会への支援を拡充すること、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第20号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第11、発議第20号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において、総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願は、審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第20号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第21号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第12、発議第21号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会、議会運営委員会及び議会活性化調査特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第21号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から閉会中の所管事務調査に係る先進地調査報告書が、当局から令和7年度政策提言の回答書が、川西町監査委員から定例監査の結果について及び財政援助団体等監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和7年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 1時30分)